

環 境 水 道 委 員 会 記 録 (No. 15)

1 日 時 令和5年12月8日(金)
午前10時00分 開会
午前10時34分 閉会

2 場 所 第5委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	富士川 厚 子	副 委 員 長	河 田 圭一郎
委 員	吉 村 太 志	委 員	田 仲 常 郎
委 員	井 上 秀 作	委 員	本 田 忠 弘
委 員	森 本 由 美	委 員	出 口 成 信
委 員	松 尾 和 也		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

環 境 局 長	柴 田 泰 平	環 境 監 視 部 長	作 花 哲 朗
産 業 廃 棄 物 対 策 課 長	村 上 慈	循 環 社 会 推 進 部 長	檜 木 野 裕
施 設 課 長	堤 雄 治	処 分 場 整 備 担 当 課 長	政 德 克 志
消 防 局 長	本 脇 尉 勝		外 関 係 職 員

6 事務局職員

委員会担当係長	梅 崎 千 里	書 記	嶋 田 裕 文
---------	---------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	第176号 北九州市手数料条例の一部改正について	可決すべきものと決定した。
2	第188号 新日明工場整備運営事業契約の一部変更について	
3	第213号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市環境ミュージアム等）	
4	第214号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市環境ミュージアム等）	
5	第215号 指定管理者の指定の一部変更について（北九州市環境ミュージアム等）	
6	第232号 令和5年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	
7	陳情第32号外3件について	別添陳情一覧表の陳情4件について、閉会中継続審査の申出を行うことを決定した。
8	防火防災活動と災害に強いまちづくりについて外1件	別添所管事務調査一覧表の事件について、閉会中継続調査の申出を行うことを決定した。
9	北九州港廃棄物海面処分場整備事業の公共事業再評価について	環境局から別添資料のとおり報告を受けた。
10	響灘西地区廃棄物処分場の受入れ制限について	

8 会議の経過

○委員長（富士川厚子君）開会します。

本日は、議案の採決、陳情の審査及び所管事務の調査を行った後、環境局から2件報告を受けます。

初めに、議案第176号、188号、213号から215号まで及び232号のうち所管分の以上6件を一括して議題とします。

これより採決を行います。

まず、議案第176号、188号及び213号から215号までの以上5件について、一括して採決

したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、一括して採決します。

議案5件については、いずれも可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、議案5件についてはいずれも可決すべきものと決定しました。

次に、議案第232号のうち所管分について採決します。

本件について、可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数であります。よって、本件については可決すべきものと決定しました。

以上で議案の審査を終わります。

なお、委員長報告については、正副委員長に一任願います。

次に、陳情の審査を行います。

お手元配付の一覧表記載の陳情4件については、いずれも閉会中継続審査の申出を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

次に、所管事務の調査を行います。

お手元配付の一覧表記載の事件について、次の定例会までの間、調査を行うこととし、閉会中継続調査の申出を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で所管事務の調査を終わります。

ここで、本日の報告に係る職員を除き、退出を願います。

(執行部入退室)

次に、環境局から、北九州港廃棄物海面処分場整備事業の公共事業再評価について、及び響灘西地区廃棄物処分場の受入れ制限についての以上2件について、一括して報告を受けます。

○委員長(富士川厚子君) 処分場整備担当課長。

○処分場整備担当課長 それでは、北九州港廃棄物海面処分場整備事業の公共事業再評価について御報告いたします。

資料1ページを御覧ください。響灘東地区の廃棄物海面処分場は、平成25年度に公共事

業評価を行った上で、国の補助事業として平成26年度に事業着手したものです。その後、事業着手から5年後の平成30年度に1回目の再評価を行い、事業を継続するという方針が了承され、現在まで鋭意工事を進めてまいりました。今年度は、前回再評価から5年目になりますが、昨年度より残事業費等の精査を行った結果、大幅な事業費の増額や、それに伴い事業期間が延長することが判明しております。

これを踏まえ、北九州市公共事業評価システム要綱、また、国土交通省所管事業の再評価実施要領に基づき、来年度以降の事業を継続するため、2回目となる再評価を令和5年度中に行う必要があるものです。

まず、1、事業概要ですが、補助事業名は、北九州港廃棄物海面処分場整備事業です。事業箇所は、若松区響町二丁目地先、面積は約38ヘクタールとなります。容量につきましては、約457万立米となります。

次に、2、公共事業再評価における事業計画の変更です。

平成30年度に実施した前回の公共事業再評価から、事業費と事業期間が変更となります。

まず、(1)事業費の増額です。事業費は、前回再評価時の255億円から386億円となり、131億円の増額となります。変更後の事業費386億円の内訳は、埋立護岸の整備が355億円、環境施設の整備が31億円です。

増額の主な内容や理由につきましては、7月の常任委員会で御報告させていただいたところでございますが、増加する額も含めて、改めて資料にお示ししております。

上から、埋立護岸整備の増額に関する内訳になります。①遮水鋼矢板の補強に41億円、②風浪対策に約10億円、③安全対策等の追加に約7億円、④物価の上昇の影響により約65億円、⑤コスト縮減としてマイナス約5億円、合計で約118億円の増額となります。

次に、環境施設の増額に関する内訳です。環境施設は、廃棄物の投入により汚れた水をきれいにして放流する排水処理施設などがございます。①建設地変更に伴う残土処理に約4億円、②物価の上昇の影響により約9億円、合計で約13億円の増額となります。

次に、(2)事業期間の延長です。

変更前の事業期間は、廃棄物処分場の護岸整備を令和8年度までに、土砂処分場の護岸整備を令和9年度までに行い、事業完了とする予定でした。しかしながら、これまでの説明のとおり、大幅に事業費が増加する見込みとなる一方で、狭い海域で同時に作業できる工事量に限界があることなどを踏まえ、事業期間を令和13年度まで延長することになりました。7月、10月にも御報告させていただいているとおり、事業期間の延長に伴い、現行の廃棄物処分場を令和13年度まで延命させる必要が生じております。このため、市としても苦渋の選択ではありますが、令和6年度から産業廃棄物の受入れを制限する方向で調整をさせていただいているところです。

最後に、3、今後の手続です。

まず、今月26日に、公共事業評価に関する検討会議を行います。これは、有識者など外部の方々に事業計画の変更内容を諮るものとなります。その後、令和6年1月から1か月間、パブリックコメントを実施する予定としております。これらを踏まえ、3月までに事業計画の変更手続を完了させる予定としております。なお、2ページ以降の別紙1、15ページ以降の別紙2は、今回の公共事業再評価の資料となっています。詳細につきましては、こちらを御覧いただければと存じます。

以上で報告を終わります。

○委員長（富士川厚子君） 施設課長。

○施設課長 響灘西地区廃棄物処分場の受入れ制限について御報告いたします。

1、これまでの経緯です。

7月の委員会では、次期処分場の完成が遅れることに伴い、このままのペースで埋立した場合、市に処理責任がある一般廃棄物の処理に支障を来すことから、令和6年度から産業廃棄物の受入れを停止すること、緩和措置を検討することを御報告いたしました。これに対して、産業廃棄物の搬入者や業界団体からは、令和6年度からの受入れ停止は急過ぎるので、猶予が欲しい。ひびき灘開発が運営する民間処分場に搬入したいといった意見を受けました。そこで、これらの意見に基づく緩和策として、10月の委員会では、令和6年度は搬入量を令和2年から令和4年度の最大実績量まで、ただし上限は5,000トンまでに制限し、受入れを継続すること、ひびき灘開発に次期処分場が完成するまでの間の受入れを依頼していることを御報告いたしました。

次に、2、これに対する搬入者や業界団体の新たな意見です。10月の委員会の後、搬入者や業界団体に対して、市の緩和策を説明したところ、令和6年度の搬入量の上限を再検討してほしい。次期処分場では、現在と同様、上限を設定せずに受入れしてほしい。リサイクルの研究、設備投資等の補助金創設を検討してほしいといった新たな意見をいただいています。

3、市の対応です。先ほどの新たな意見に対する市の回答です。2ページの別紙1をお開きください。令和6年度の産業廃棄物搬入量の上限は、次期処分場が完成するまでの間、現行処分場で一般廃棄物の処理を継続できる最大限の量です。よって、上限の引上げは、一般廃棄物の処理に支障を生じることから困難でございます。

また、次期処分場での産業廃棄物の受入れは、法律に基づく市の一般廃棄物の処理責任と産業廃棄物の排出者責任、産業廃棄物処理を通じた地域経済の支援の観点、公費で設置した処分場で一般廃棄物を上回る量の産業廃棄物が処理されている現状、このうち発生源が市外のものが約半分を占めている実態などを踏まえて、今後しかるべき時期に決定するとともに、受入れを決定した場合は、料金についても改めて検討させていただきます。

補助金の創設検討については、本市としても、市内の産業廃棄物処理業界の発展は非常

に重要と考えています。いただいた要望を踏まえて、どのような支援ができるか、検討を進めてまいります。

1 ページにお戻りください。3、(2)ひびき灘開発との再度の協議です。

10月の委員会での提案を受け、ひびき灘開発及び処分場の所有者である電源開発と、全ての産業廃棄物の受入れについて改めて協議しました。ひびき灘開発からは、当初から処分場の所有者である電源開発との調整など積極的に協力いただいております、現在受け入れている廃棄物は、次期処分場が完成するまでの間、受入れ可能となる見込みです。ただし、現在受け入れている一部の廃棄物は、跡地利用等の観点から今後も受け入れることはできないとのことでした。

最後に、4、今後の対応です。

引き続き、各搬入者への周知を図り、来年度から順次受入れ制限を開始するとともに、新たな処分先や再生利用の検討に関する情報提供など、搬入者への支援を行います。また、リサイクルの研究や施設導入等への支援について、関係者との協議を進めてまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長（富士川厚子君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。出口委員。

○委員（出口成信君） ちょっと伺いますけれども、搬入を制限されている13号廃棄物、安定化処理物というものは、どういうものなのか、教えてください。

○委員長（富士川厚子君） 施設課長。

○施設課長 産業廃棄物の中で、例えばばいじんとか汚泥の中には、鉛やカドミウムなどの有害物質を含んでいるものもございます。そういったものは、そのまま処分場に埋めることはできませんので、薬品とかコンクリート等で固めた後に処理するという廃棄物でございます。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） それは、どのくらいの割合で出ているんですか。今、それは、今の処分場には入ってきているんですね。どのくらいの割合で。

○委員長（富士川厚子君） 施設課長。

○施設課長 現在の響灘西地区処分場に13号廃棄物が入ってきておりまして、実績としては、約2万7,000トンほど入っております。産業廃棄物全体が今12万トン入っておりますので、パーセントとしては、23%ほどになります。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） その23%をこれからよその廃棄物処分場に持っていくということなんでしょうけど、西地区の市の廃棄物処分場と今度のひびき灘開発の処分場との処分料金

の差というのは、どのぐらいなんですか。

○委員長（富士川厚子君）施設課長。

○施設課長 おおむね代表的な品目で言いますと、1トン当たり400円の差になります。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）出口委員。

○委員（出口成信君）その差額について、今後支援をしていくとかという見通しはあるんですか。

○委員長（富士川厚子君）施設課長。

○施設課長 これまでは、一般廃棄物の処理の余力の範囲で、私どもは産業廃棄物を受入れしております、中小企業の支援を支えてきたんですけど、次期処分場完成の遅れによって余力がなくなりました。今回、うちが受入れの制限をするということになったのは、非常に搬入者の方には御負担をおかけしているとは思っているんですけど、産業廃棄物は、排出者責任というのをごさいます、差額を市が負担するということは考えておりません。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）出口委員。

○委員（出口成信君）意見としてですけれども、遅れた計画の影響で空き容量が少なくなったと、だから受け入れられませんということをおっしゃられた民間の業者、断ることになったんですけど、本当にひどいことなんだと思います。現実には、一般廃棄物、公共の産業廃棄物処理に限定せざるを得ないという状況であることは理解するんですけども、そのために1年間だけ、1社5,000トンを上限に受け入れると、緩衝策みたいなものですが、それでも、民間としては、再開は令和13年度ですと、それが容易に受け入れられないということは当たり前だと思います。先ほどおっしゃられたような、13号廃棄物、そういうのを受け入れないと、それは考えられるわけですが、そのためにもリサイクルのための補助金、事業の再構築及びリサイクルの取組、研究のための補助金を要望しているわけですよね。そういうことも考えていただきたいと。リサイクル施設設置のための補助金の創設も、検討していただきたい。

そして、先ほどおっしゃられたけれども、民間の産業廃棄物処理業者は、半分が市外からのものを受け入れているんだという言い分なんですけど、実際に北九州市の一般廃棄物も、2割は市外からの受入れなので、上から物を言えるような状況ではないと思います。ですから、先ほど差額の支援はできないと言いましたが、その支援についても検討をしていただきたいをお願いをして、終わります。以上です。

○委員長（富士川厚子君）ほかにございせんか。吉村委員。

○委員（吉村太志君）ちょっと教えてほしいんですけど、まず、これはかなり遅れて、本当に、今出口委員も言われたように、業者さんが大変な状況になっている。特に北九州は、

ものづくりのまちで、静脈産業である、これはしっかり体制をつくっていかなければいけない中で、こういったことは、本当に受入先をちゃんと確保していく。工事が遅れたから、もうこうです、ああです、できませんというのは、本当にこれは格好悪いというか、絶対してはいけないことだと思いますので、その中でちょっとお尋ねしたいんですけど、まず設計段階のときに、今回こうやってまた補正で大分設計変更、増額していますけど、例えば矢板とかでも、最初工事するときに役所の方が全部設計したんですか。それとも、多額の金額を払って、コンサルに頼んだんですか、教えてください。

○委員長（富士川厚子君） 処分場整備担当課長。

○処分場整備担当課長 まず、平成26年度に基本設計を行っておりまして、設計につきましては、設計コンサルタントに外注をしております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） それは、もちろんそうでしょうね、何百億円という工事で。その際に、鋼矢板の補強とか、現地調査も絶対しているはずですが、風がどれだけ吹いているとか。だから、あそこは今洋上風力で風がこれぐらい吹くとか、いろんなことをやってきている中で、またこれだけの補強、遮水鋼矢板の補強をせないけん。これを見ていたときに思うのが、例えば物価上昇については、これは仕方ない部分、これは、工事現場でも、本当に物価が、人件費も上がったり物価も上がったりというのは分かるんですけど、設計段階で鋼矢板の補強、風浪対策、最初からこういうのって分かっていたんじゃないですか。分かっていたんですか。

○委員長（富士川厚子君） 処分場整備担当課長。

○処分場整備担当課長 当然ながら、響灘地区というのは、冬季風浪が非常に厳しい条件でございますので、非常に風とか波が厳しいということは十分承知をしております。それでまず、基本設計なんですけども、基本設計というのは、周辺の波浪や土質調査などを解析しまして、3,000メートルに及ぶ護岸、それぞれの特性に応じた護岸構造の仕様、完成形を決めるものでございます。

一方、今回、遮水工事の実設計、令和3年度に行っておりますけども、一方実設計は、基本設計で決まった構造体をどのように施工していくかということを経験現場条件に合わせて検討した上で、工事の発注図面など、必要な図書を作成するものでございます。

今回、令和4年度から行っております二重鋼矢板による遮水工なんですけども、これは、全国でもほとんど事例がないものでありますので、前年度の実設計の中で、複数の海上工事の事業者、彼らからいろんな知見をヒアリングしながら慎重に検討を行った結果、補強が必要になったというものでございます。

当然ながら、遮水工事というのは、非常に汚れた水が外海に漏れ出ないようにしないと

いけないものでございますので、当然ながら安全対策も含めたしっかりしたものにしていく必要があります。我々としても、あまり施工事例がなかったものですから、実施設計の中で慎重に検討を行ったというものでございます。当然ながら、もっと早い段階でということは、今回反省点としてありまして、次回からはもっと早い段階で施工検討とか、そういった安全対策というのはやっていかないといけないということは、我々としては大きな反省点だと考えております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 吉村委員。

○委員（吉村太志君） 北九州市は、本当にいろんな、私も、建設関係、皆さんにいろいろ聞いたりもするんですけど、私自身も議員になる前に建設業もやっていました。北九州は、新しい工法をよく取り入れられる。本当に挑戦するところがたくさんあるんですけど、ただ全国でやっていないから、使ったことないから分かりませんでしたというのは、これもう僕は今聞いていてすごく違和感があります。だからこそ、しっかりいろんな、使ったことないんだったら、使ったことあるのをしとったほうが早く終わっていたのではないですか。そういうのは、僕も質問してしまうことになるんで、そうじゃなく、しっかり研究をして、コンサルともいろいろ話しながら、この新しい工法がここの場所にとっては非常に有意義なもの、便利なものになりますから、それを使いましたというのが普通ではないかなと思うんです。だから、この工法を使いました。期日も工期も遅れる、何も遅れる、こんなやってできないというんやったら、また後から増額するというんやったら、最初からこんなん使う必要ないやないですか。けど、今課長が、これを全部担当していたわけじゃなく、そのときの港湾空港局、だけこの考え方というのは、どうかこれからしっかり反省をしていただいて、これからまだ財源はない中ですけど、必要なものは造っていかねばいけないこともたくさんあります。特に港湾空港局というのは、これから空港もそうやし、洋上風力も、いろんなものがありますので、市民の皆さんに迷惑がかからないような、一日でも、皆さんも、作り手も、市民の皆さんのことを、これを造ることによってこれだけ北九州がプラスになるということも考えながら、職員さん一同になって、関係局、環境局とも話しながらやっていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

そしてまた、環境局も、こういう工事の遅れがあったかもしれんけど、それをしっかり補えるような、業者さんの声を聞いて、100%聞くことはできずに、業者さんにも譲歩してもらわないけんことも確かです。でも、しっかり業者さんのことを思いながら、使っている方を思いながら、対応をしっかりしていただきたいと要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございませんか。森本委員。

○委員（森本由美君） 確認をさせていただきたいと思います。

新しい処分場の工事が遅れているということで、廃棄物処分の受入れ制限ということなのですが、本当に業者さんには気の毒だと思いますし、できるだけ困っている部分がないような、支障がないようにということで思っております。業界団体の新たな意見としての回答というのがありまして、市の回答は、もう上限を引き上げることは困難ということで、2番目は、料金については、実態などを踏まえて改めて検討で、3つ目は検討を進めるということですが、業界団体の方は、これで渋々納得されたというか、どういう、これで受け入れたということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（富士川厚子君） 産業廃棄物対策課長。

○産業廃棄物対策課長 業界団体からの新たな要望に対して、市から3点について回答させていただきました。そのうちの1点目、搬入量の上限引上げにつきまして、市から難しいですという回答をさせていただいたところでございますけれども、こちらにつきましては、業界団体の皆さん、協会の会員の中には大きな影響が出てくる企業がいらっしゃることは事実でございますので、なかなかすぐには分かりました、納得ですという形にはなりませんけれども、とはいえ市の現状、なかなか一般廃棄物の処理を滞らせるわけにはいかないという状況についても御理解いただいているところでございます。業界団体の皆さんとしては、引き続き市の対応について注視を続けていくといったところでございますけれども、現状につきましては、今御理解をいただいているというような状況でございます。

2点目の次期、新しい処分場の産廃の受入れの在り方につきましては、しかるべきタイミングで改めて決めさせていただくという回答をさせていただいておりますけれども、業界団体からも、そのようなことであれば、そういったタイミングでしっかり検討してほしいというような形で受け止めていただいております。

3点目につきまして、リサイクル施設の補助制度の創設等につきまして、市の回答としても、しっかり何ができるか考えていきたいと前向きに回答させていただいているところでございまして、業界団体からも、そちらの件につきましては、期待をいただいているというようなところでございます。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。やむを得ないということで業界の方も思っていると思うんですが、新しいところができるまでは費用負担が増えるということになりますよね、どうしても。そこを少しでもそうならないような何か支援策というのが必要ではないかなと思うんですけれども、そういうところは全く考えていないということですか。少し何かしなきゃなという意識なのかを確認させてください。

○委員長（富士川厚子君） 産業廃棄物対策課長。

○産業廃棄物対策課長 先ほどの施設課長からの答弁にもございましたとおり、損害分の補填ということにつきましては、なかなか考えづらいところでございますけれども、業界か

らの要望の3つ目、リサイクル施設の支援というところも御要望いただいているところでもございまして、そちらにつきましては、こういった、なかなか産廃業界は厳しい状況ではございますけども、これを機に、埋立てに回すという流れから、できるものから再生利用にどんどん回していくという取組につきましては、産廃業界もしっかり取り組んでいかなければならないとお願いしているところでもございますので、そういった動きを市としても何らか後押しできればと考えてございますので、今回予算要求の中でも、そういった支援策の創設について上げさせていただいているところでもございます。

○委員長（富士川厚子君） 森本委員。

○委員（森本由美君） ありがとうございます。ためていて、それができてから出すということが、もうあまりにも量が多いのでそれができないということで、処理はしていかなくちゃいけないんですよね。リサイクルの支援ということで、少しでも廃棄物を減らすということも大事だと思いますけど、気の毒だなと思いますので、何らかの支援策が必要かなということを意見として申し上げたいと思います。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 井上委員。

○委員（井上秀作君） 1つだけ、新たなリサイクルとか、リサイクル施設の設置のための補助金が仮に今後予算化されてやっていったとして、今13号廃棄物を実際処理されている事業者の方とかもいらっしゃると思うんですが、こういった方々にも、何か例えば13号廃棄物のやり方とか、そういうのをもう少しリサイクルできるような形に変えてくれんかというようなので、補助金はそちらにも行く可能性はあるということでしょうか。

○委員長（富士川厚子君） 産業廃棄物対策課長。

○産業廃棄物対策課長 現在、そういった業者さん、13号廃棄物を扱っていらっしゃる企業とも意見交換させていただいているところでもございますけども、例えば大学と連携して、再生利用の方法について研究を進めていくということも、選択肢としてあります。なので、今考え始めているところですよというお声は、一部いただいているところでもございますので、そういった企業の皆さんにも御支援させていただける可能性はあると思っています。

○委員長（富士川厚子君） 井上委員。

○委員（井上秀作君） もうこの問題は、本当、港湾空港局、見通しの甘い設計の計画というところが最初だと私は思っていますので、今後のこういった市の計画についても、そこはもう十分に反省をしていただきたいと思います。それと、今そういう救済措置も少し考えているということですので、これが100点満点とは思いませんけれども、少しでも彼らがそれで延命できて、でも令和13年までってなかなかつらいなというのはありますけど。この予算については、私は、非常に力を入れて取ってこないかん予算じゃないかなと思っています。こういう、うちがある意味ミスをしているわけなんで、財政局なんかも、確か

に今非常に市の財政は厳しいとは思いますが、ただこういう事情なんですと、ですからリサイクル等に関する研究予算については何とぞよろしくお願ひしますということで、我々もまた財政局にしっかり申し入れていきたいと思ひますので、頑張っただけければと思ひます。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君） ほかにございせんか。

ほかになければ、本日は以上で閉会します。

環境水道委員会 委員長 富士川 厚子 ㊟